

標識令の独自基準について

現行【政令】

県の条例をつくる上で参酌する基準

1) 文字の大きさ

- ・案内標識の文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、右表を基準とする。
(ローマ字の大きさは和文の1/2)
- ・ただし、必要がある場合は、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に拡大できる。

2) 標識の寸法

- ・寸法が図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。
- ・種類に応じて2倍まで拡大が可能。

設計速度 (km/時)	70以上	40,50又は60	30以下
文字の大きさ (cm)	30	20	10

<寸法の規定がないもの>

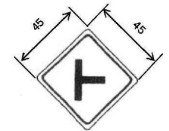


方面、方向及び道路の通称名
(108の4)

<寸法の規定があるもの>



道路の通称名
(119のB)



ト形道路交差点あり
(201のB)

和歌山県基準【条例】

① 和文字の大きさを30cmを標準とする。

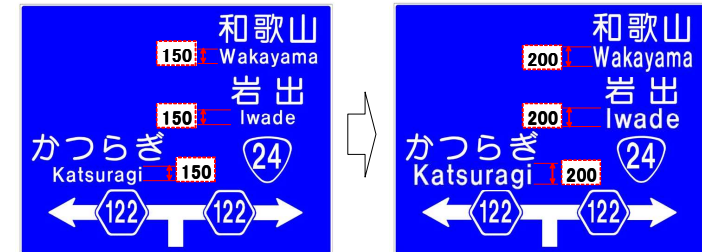
理由: 現在、県管理道路で主に使用している文字の大きさである30cm(※)を標準とすることにより、視認性の良さを一定に保つことができる。(※拡大規定により30cmを用いている。)

② ローマ字の大きさを20cm(和文の2/3)を標準とする。

理由: ローマ字の視認性が向上し、外国人への案内サービス向上が図れる。
(※首都高速道路(株)の実験によると65~70%で和文字とローマ字がほぼ同じ視認性となるとの結果有り。)

(※①、②について、和文字30cm、ローマ字20cmは、現行標識令でも拡大規定により可能であるため、条例施行後も補助国道との統一を図れる)

ローマ字拡大イメージ



③ 景観に配慮すべき地域で寸法を縮小できる。

理由: 特に景観に配慮すべき地域で標識による景観の障害が懸念される場合に柔軟な対応が可能となる。
(※現行標識令には縮小規定はない。)

道路移動等円滑化基準とは・・・

道路管理者が特定道路(※)の新設又は改築を行う際に、移動等円滑化のために必要な歩道、立体横断施設、乗合自動車停留所、路面電車停留所、自動車駐車場等の構造について適合させなければならない基準。

※ 特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。(県内の特定道路は橋本駅前のみで、県管理道路は含まれていない)

改正【案】

【考え方】「和歌山県福祉のまちづくり条例」との整合を図るため、「道路移動等円滑化基準」になく、「福祉のまちづくり条例」にある基準を独自基準として追加する。

○ 歩道等に設ける排水溝の溝ぶた

歩道に排水溝を設ける場合には溝ぶたを設けるものとし、その構造は、次に定めるところによる。

- (1)表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2)車いすのキャスター及び杖等が落ち込まない構造とすること。



(例)細目ノンスリップグレーチング